様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024　年　10　月　3　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） むらもとけんせつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 村本建設株式会社  （ふりがな） くめ たかひろ  （法人の場合）代表者の氏名 　久米 生泰  住所　〒543-0002  大阪市天王寺区上汐四丁目5-26  法人番号　1150001014512  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 村本建設のDX推進 | | 公表日 | 2024　年　9　月　30　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ■公表方法：当社ホームページにて公表  ■公表場所：「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）の「COMPANY PROFILE　会社概要」下部の「ＤＸ推進」PDFファイル  【PDFファイルURL】https://www.muramoto.co.jp/wp-content/themes/muramoto/pdf/DXeffort.pdf  ■「村本建設のDX推進」該当箇所：P.2、3、4  ※当社ホームページTOPページ（https://www.muramoto.co.jp/）  上部「村本について」にカーソルを合わせ、「会社概要 / 事業内容 / 役員一覧 / 沿革」を押下し「COMPANY　」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）へ遷移 | | 記載内容抜粋 | 「DXでブランド力を構築し、DXでレジリエンスを高め、村本建設は社会に貢献する」という村本DXビジョンを策定しております。  ビジョンを実現するために、当社の行動基準・価値観である村本DXバリュー（迅速にDXに対応し、タイミングよくDXを活用し、DXに柔軟に適応する）に基づき、「DXを考え DXを創造し DXで満足を共有する」というミッションを掲げ、建設DXの推進、リアルタイム経営、生産性プロセス変革に取り組んでいく旨を表明しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された公開文書 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 村本建設のDX推進 | | 公表日 | 2024　年　9　月　30　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ■公表方法：当社ホームページにて公表  ■公表場所：「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）の「COMPANY PROFILE　会社概要」下部の「ＤＸ推進」PDFファイル  【PDFファイルURL】https://www.muramoto.co.jp/wp-content/themes/muramoto/pdf/DXeffort.pdf  ■「村本建設のDX推進」該当箇所：P.3、4  ※「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）への遷移方法は（1）に記載の通り | | 記載内容抜粋 | 村本DXバリュー①迅速性（Speed）、②タイミングのよさ（Timing）、③柔軟性（Flexibility）に基づき、Phase3の村本DXビジョンの実現に向けて、Phase1からの具体的な戦略として、4つの施策を明示しています。  ①建設DXの推進：情報化施工及びICT施工環境の整備  ②リアルタイム経営：データクリーニング指針に基づく分析可能なデータの蓄積  ③生産性プロセス変革：各業務システムのシームレスな連携  ④DX組織・人材：部門単位のDX、ITに関する継続的な教育と最適な人材活用（村本建設全体でのDX）  また、Phase2ではPhase1での取り組みに加え、以下の内容に取り組んでまいります。  ①建設DXの推進：BIM･CIMの活用及びICT施工の運用の定着化  ②リアルタイム経営：環境の変化に迅速に対応できるデータ活用  ③生産性プロセス変革：デジタルツインやメタバースによる仮想と現実が融合したプロセス変革  ④DX組織・人材：ITに関する継続的な教育と人財活用村本建設全体でのDX  各施策の具体的内容については、以下の通りであり、データ活用を組み込んだものとなっています。  「情報化施工及びICT施工環境の整備」  BIM･CIMを利用した施工及び画像認識による遠隔管理や遠隔施工の実現を目指します。  「データクリーニング指針に基づく分析可能なデータの蓄積の推進」  過去を含めた様々な情報資産を現状のシステムに活用できるように整理し、検索性を向上させる事で有益な情報資産として整備します。  「各業務システムのシームレスな連携」  システム間の連携を整理したうえで強化し、上記に関連するが、他重入力(登録)をなくします。  各システムのクラウド化による連携性の向上及び、運用の変更(システムに合わせる)による効果の改善に取り組みます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された公開文書 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ■公表方法：当社ホームページにて公表  ■公表場所：「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）の「COMPANY PROFILE　会社概要」下部の「ＤＸ推進」PDFファイル  【PDFファイルURL】https://www.muramoto.co.jp/wp-content/themes/muramoto/pdf/DXeffort.pdf  ■「村本建設のDX推進」該当箇所：P.4、5、7  ※「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）への遷移方法は（1）に記載の通り | | 記載内容抜粋 | ・取締役会の監督のもと、設置された「DX推進役員会」でDXに関連する課題などを審議し、中長期ビジョンとの整合性を持たせたうえで、DXを推進する組織と位置づけしています。  ・各統括部長及び各本支店長が委員として構成され、DX情報システム部・プレフロントチームを中心に各本支店・各作業所のDX推進を実行します。  また、DXや情報セキュリテｨに関する研修や関連資格の取得を推進することで、DX人材の育成に取り組んでいます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ■公表方法：当社ホームページにて公表  ■公表場所：「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）の「COMPANY PROFILE　会社概要」下部の「ＤＸ推進」PDFファイル  【PDFファイルURL】https://www.muramoto.co.jp/wp-content/themes/muramoto/pdf/DXeffort.pdf  ■「村本建設のDX推進」該当箇所：P.7  ※「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）への遷移方法は（1）に記載の通り | | 記載内容抜粋 | 環境整備の具体的方策として、投資計画を明示しています。  「2030年に向けたビジョン」の実現に向け、FY2026までの3年間で4つの施策（①建設DXの推進、②リアルタイム経営、③生産性プロセス変革、④DX組織・人材）に対して15億円を投資します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 村本建設のDX推進 | | 公表日 | 2024　年　9　月　30　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ■公表方法：当社ホームページにて公表  ■公表場所：「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）の「COMPANY PROFILE　会社概要」下部の「ＤＸ推進」PDFファイル  【PDFファイルURL】https://www.muramoto.co.jp/wp-content/themes/muramoto/pdf/DXeffort.pdf  ■「村本建設のDX推進」該当箇所：P.7  ※「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）への遷移方法は（1）に記載の通り | | 記載内容抜粋 | FY2026目標  以下の内容の指標を設定しています。  ・DX関連投資額　5億円  ・4週8閉所実施率　100％  ・遠隔での現場の品質チェックやデジタル革新技術の活用現場数/活用率　100％  ・DX系人材の確保　50名  ・DX研修受講人数　全社員  ・情報セキュリティ研修受講人数　全社員  ・情報セキュリティ関連資格取得人数　20名 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　年　9　月　30　日 | | 発信方法 | ■公表方法：当社ホームページにて公表  ■公表場所：「「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）の「COMPANY PROFILE　会社概要」下部の「ＤＸ推進」PDFファイル  【PDFファイルURL】https://www.muramoto.co.jp/wp-content/themes/muramoto/pdf/DXeffort.pdf  ■「村本建設のDX推進」該当箇所：P.2  ※「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）への遷移方法は（1）に記載の通り | | 発信内容 | 人口減少や少子高齢化による人材不足や社会情勢の不安による資材高騰など、建設業を取り巻く環境は急激に変化しているなか、村本建設は、2019年6月にDX推進部（現：DX情報システム部）を新設し、作業所及びバックオフィスのデジタルトランスフォーメーションを推進しています。「BIM活用」、「ICT技術の積極的活用」及び「各種情報システム管理」について注力し強化しています。  村本建設が掲げる「2030年に向けた成長ビジョン」を実現させるには、更なる先進的な技術研究及び活用が必要と考えています。生産性を向上させ、「村本建設の企業価値」向上を目指していきます。  代表取締役社長　久米 生泰 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトに登録済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ経営ガイドラインに基づき、以下の取り組みを行っています。  ①サイバーセキュリティリスクの認識と対策  ・取締役会の承認を得て、情報セキュリティ管理規程を整備しております。  ・情報セキュリティ管理規程に基づき、年1回の情報セキュリティ内部監査を実施しています。  ②情報開示  ■公表場所：「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）の「COMPANY PROFILE　会社概要」下部の「ＤＸ推進」PDFファイル  【PDFファイルURL】https://www.muramoto.co.jp/wp-content/themes/muramoto/pdf/DXeffort.pdf  ■「村本建設のDX推進」該当箇所：P.6  ※「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）への遷移方法は（1）に記載の通り  上記により、サイバーセキュリティ対策に関する情報開示を行っています。  ※情報セキュリティ基本方針は、当社ホームページ「COMPANY」ページ（https://www.muramoto.co.jp/overview）の「COMPANY PROFILE　会社概要」下部の「情報セキュリティ基本方針」（https://www.muramoto.co.jp/wp-content/themes/muramoto/pdf/securitypolicy.pdf）にて公表 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。